

## 主 文

本件特別抗告を棄却する。

昭和三〇年一二月二三日

最高裁判所大法廷

裁判長裁判官	栗	山	茂
裁判官	真	野	毅
裁判官	小	谷	勝
裁判官	小	谷	勝
裁判官	島		保
裁判官	斎	藤	悠
裁判官	藤	田	八
裁判官	岩	松	三
裁判官	河	村	又
裁判官	谷	村	一郎
裁判官	小	林	俊
裁判官	本	村	善太郎
裁判官	入	江	俊
裁判官	池	田	克
裁判官	垂	水	己